（裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部改正）

第三条　裁判所職員の留学費用の償還に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条の六第一項」に、「第十五条の三第一項」を「第十五条の七第一項」に、「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第四条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二号中「第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に、「第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この条において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定により職員として採用された者又は令和三年国家公務員法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項の規定により特別職に属する国家公務員として採用された者に対する前条第二号の規定の適用については、同号中「第六十条の二第一項」とあるのは「第六十条の二第一項若しくは国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この号において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、「第四十一条の二第一項若しくは令和三年国家公務員法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項」とする。

第三十九条第一項及び第三項並びに第四十条第一項中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第五条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（平成三十年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項第一号中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（以下「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の規定による改正後の裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則（次項において「改正後俸給調整規則」という。）第二条第二項の規定を適用する。

2　裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の規定により俸給の調整を行う官職を占める令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用された職員のうち、当該官職に係る令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下「令和五年旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項に規定する年齢（裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和二十七年最高裁判所規則第一号）において準用する人事院規則一一―一二（定年退職者等の暫定再任用）第三条第一項各号に規定する官職にあっては、同条第二項に規定する年齢）に達した日がこの規則の施行日前である職員であって、その者に係る調整基本額が最高裁判所が別に定める経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後俸給調整規則第二条及び前項の規定による俸給の調整額のほか、当該調整基本額と当該経過措置基準額の差額に当該職員に係る改正後俸給調整規則別表の調整数欄に掲げる調整数（改正後俸給調整規則第二条第三項に規定する改正後俸給調整規則第一条第一号又は第四号に掲げる官職にある職員で最高裁判所が指定するものにあっては、二）を乗じて得た額（前項の暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後俸給調整規則第二条第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による改正後の裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則第二十八条第二号の規定は、この規則の施行日後に国家公務員法第六十条の二第一項の規定により職員として採用された者又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十一条の二第一項の規定により特別職に属する国家公務員として採用された者について適用し、令和五年旧国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により職員として採用された者又は令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により特別職に属する国家公務員として採用された者に係る届出については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　戸倉　三郎